

産業建設常任委員会

1. 会議に付した事件

- ・ 12月定例会付託案件の審査
- ・ 市政一般における本委員会の所管事項について
- ・ 閉会中継続審査の申し出について

1. 開会及び閉会の日時

12月11日 午前10時00分 開会

12月11日 午前11時59分 閉会

1. 出席委員（6名）

委員長 山田 順子	副委員長 山森 文夫
委員 林 忠男	委員 川岸 勇
委員 川辺 一彦	委員 境 欣吾

1. 欠席委員（なし）

1. 委員外出席議員

議長 島崎 清孝

1. 説明のため出席した者の職・氏名

市長 夏野 修	副市長 齊藤 一夫
商工農林 部長 加藤 孝	建設水道 部長 喜田 真二
商工農林部次長 商工観光課長 島田 繁則	商工農林部次長 農業振興課長 津田 泰二
建設水道部次長 土木課長 大浦 信雄	建設水道部次長 上下水道課長 老松 司
農地林務課長 林 憲正	都市整備課長 金森 賢一郎

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長
議事調査課長 有澤哲郎

主幹
議事係長 石黒哲康

主幹
調査係長 林哲広

議事係・調査係主査 山田なつ紀

1. 会議の経過

午前10時00分 開会

(12月定例会付託案件の審査)

○山田委員長 ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

本定例会において当委員会に付託されましたのは、案件10件であります。

これより、議案第19号 令和元年度砺波市一般会計補正予算（第4号）所管部分外9件について審査をいたします。

初めに、補正予算の内容について当局からの説明を受けます。

島田商工観光課長。

○島田商工観光課長 皆さん、おはようございます。

それでは、私からは、議案第19号 令和元年度砺波市一般会計補正予算（第4号）商工観光課所管部分につきまして御説明を申し上げます。

企業誘致対策費につきまして、500万円の増額補正をお願いするものでございます。

内容は、産業用適地調査業務委託料でございまして、企業誘致を推進するため、新たに産業用団地を造成するに当たり、産業用の適地となる箇所を選定や開発の可能性を調査する業務を行い、産業用団地の造成に向け、速やかに準備を進めるものでございます。

委託業務の内容といたしましては、立地環境の課題整理でありますとか産業団地開発の基本方針の策定などございまして、その資料収集のため、企業アンケートや企業ヒアリングも行うものでございます。

なお、10月下旬から11月上旬にかけて、有力な候補地でございます柳瀬地区と地元自治会に御挨拶に伺ったところでございまして、特に異論はなかったことを御報告申し上げます。

なお、今ほど説明をいたしました産業用適地調査業務につきましては、企業アンケー

トなど立地業務の調査も実施することから、今年度中の完了が困難となるため、企業誘致対策費500万円の繰り越しについてもあわせてお願いをするものでございます。

次に、観光振興戦略事業費でございます。

これにつきましては平成28年度から3年間、国の地方創生交付金事業を活用いたしまして、とнам首都圏プロモーション事業を実施してまいりましたが、今年度は新たに県のまちづくり総合支援事業として採択を得られたことから、その補助金分168万6,000円につきましては財源充当を行うものでございます。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山田委員長 次に、大浦土木課長。

○大浦土木課長 私からは、土木課所管の案件につきましては、補正予算に関する1件でございます。

除雪対策費の除雪委託料9,400万円をお願いするものでございます。

11月25日に気象台が発表いたしました3カ月予報では、12月を中心に寒気の影響を受けにくいと、気温は高く、降雪量は平年並みか少ない見込みとの見通しではございますが、不測の気象に対応すべく、当初予算5回分に合わせ、さらに6回の一斉出動と山間部等の部分出動に要する所要額を追加し、前年同期と同様の一斉除雪11回として備えるものでございます。

土木課からは以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○山田委員長 以上で説明は終わりましたので、付託案件に対する質疑に入ります。

それでは、発言される方は、どうぞ。

川岸委員。

○川岸委員 今ほど島田課長から説明があったところですが、企業誘致対策費500万円について、何点かお尋ねをしたいと思っております。

9月定例会においても、市長から交通の便、あるいは隣接する新産業団地、ICパーク高岡の農地を活用して、地元の理解が得られたのはレディメード方式で企業誘致を図っていききたい、そして加速化させたいという答弁があったかと思っております。

私は、この企業誘致については非常に賛成をしているわけですが、今回予算化されたことによって、地元の柳瀬地区といいますか、地権者といいますか、そこらとのいろんな要望が出てきたんじゃないかなと思うんですけれども、これは全て了解のもとで進められていると解してよろしいですか、ちょっとお尋ねします。

○山田委員長 島田商工観光課長。

○島田商工観光課長 今ほど地元に行った際にいろんな要望が出たのではないかと御質問でございましたけれども、先ほど申し上げましたけど、御挨拶に伺ったということで、例えばスケジュールであったりとか、そういうものはまだまだこれからでございますから、こういうことをやっていきたいということで御挨拶に伺いましたということで、その場の段階では特に要望とか条件とか、そういうものは特に出なかったということをお報告いたします。

以上であります。

○山田委員長 川岸委員。

○川岸委員 このことについては、地権者あるいは地元とまた話し合いながら進めていくということよろしいですか。

○島田商工観光課長 はい。

○川岸委員 今回、レディメードということで、服でもオーダーメードとレディメードがあるわけですが、レディメードというのは早く業種を決めて、業者を決めて、早く分譲ができるというメリットがあるんですけれども、オーダーの場合は全業種にわたる場合もあるし、非常に遅れる場合もあるのかなと思うんですけれども、レディメードとしたのはどういうことかなということをお願いします。

○山田委員長 島田商工観光課長。

○島田商工観光課長 レディメードといいますのは、あらかじめ市のほうで産業団地を造成いたしまして、いつでも来てくださいという準備を整えて、そして企業を誘致するという形でございます。その間に、当然、造成中でもまた話があれば、いつでもレディメードからオーダーメードに変わっていくこともあり得るかと思っております。

そこで、レディメード方式をどうして選択したかという御質問でございます。

これは、まず1つには、我々はいろいろ企業訪問に行くわけです。そこで必ず出てくる話が、砺波市さんには造成された企業団地はございますかという質問がまず一番最初に来るわけですね。そういうのはありませんという話になると、それではこの先もお話しすることはありませんというような冷たい対応があるわけでございます。

そのようなことで、こういう話を聞くと、やはり利便性のよい産業団地を持っているということは非常に大事なのかなということが1点。

また、専門機関とか県とか、いろいろお話を聞く機会がございます。研究をしてきて

いるわけですがけれども、非常に多くの企業が企業進出に意欲を示していると。そういう中で、全国的に魅力のある産業団地というのは、非常に不足をしている現状なんだよというお話も聞いたわけでございます。それが2つ目。

3つ目としては、広い用地が確保でき、また交通の利便性のいい、これまでもPRしてきたスマートインター柳瀬工業団地が、ICパーク高岡ができたことで、さらに相乗効果が期待できるということで、一層魅力的な産業団地として評価されたということでございますので、このようなことを理由にレディメードの方針についても検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○山田委員長 川岸委員。

○川岸委員 企業誘致を進めるために、今回このように500万円という調査費を計上されたことは私は賛成するわけですがけれども、この造成、それから企業誘致をするために大まかなスケジュールはどのように考えていらっしゃるのか、それをちょっとお示しください。

○山田委員長 島田商工観光課長。

○島田商工観光課長 今ほど、大まかなスケジュールはどうかということでございます。

スケジュールにつきましては、今後精査をしてまいりたいということを考えておりますが、まず今回の調査でございますけれども、可決をいただきましたらば、速やかに進めていきたいというふうに思っております。繰り越しということで、来年度の7月までには完了したいという予定にしております。

そして、その資料に基づきまして、地元や関係者との協議、または農振除外などの許認可の手續、造成に係る基本計画や実施設計、実際の造成ということで、見込みとしては3年から4年はかかるのではないかとということで、柳瀬地区の皆様にも御説明をしてきたところでございます。

以上でございます。

○山田委員長 次、ございませんか。

林委員。

○林委員 前のときにも矢木のほうで工場が来るのではないかと話をしていたと思うんだけど、その後の状況はどうか、ちょっとお尋ねしたいなと思ひまして。

○山田委員長 島田商工観光課長。

○島田商工観光課長 このことについては、市側からは、情報提供することは少し控えた
いと思っております。聞くところによりますと、地元のほうで何かお話があるのかなど
いうふうには思っておりますけれども、我々のほうから今の段階で情報発信をするのは
控えていきたいと思っております。

以上でございます。

○山田委員長 よろしいですか。

次、ございませんか。

川岸委員。

○川岸委員 先ほどアンケートを実施すると言われましたが、そのアンケートの実施とい
うのは、どういった企業を対象とされるのか、ちょっとそこをお示しいただきたい。

○山田委員長 島田商工観光課長。

○島田商工観光課長 アンケートの内容自体としては、砺波市の立地環境の評価でありま
すとか企業立地計画の有無、または砺波市への立地の可能性などを、非常に雇用が期待
できる製造業でありますとか、地の利を生かした運送業、倉庫業などについて、県内並
びに北陸エリア、東海の岐阜なども含めてアンケートをしてまいりたいというふうに考
えております。

○山田委員長 林委員。

○林委員 除雪費の件でちょっとお尋ねしたいんですけど、デリネーターポールというも
のについては、この除雪対策費の中に含まれているのか、含まれていないのか。

○山田委員長 大浦土木課長。

○大浦土木課長 今回の除雪対策費の中には、含まれてはございません。

○山田委員長 林委員。

○林委員 デリネーターポールというものは、一体全体、砺波市に何本ぐらい立っていま
すかね。

○山田委員長 大浦土木課長。

○大浦土木課長 申しわけありません。集計はしておりませんが、1地区当たり二、
三百本以上はあるということで、総計については今は答えられませんけれども、相当多
くの本数があるということでございます。

○山田委員長 林委員。

○林委員 これは、除雪にとっては大変必要なものだと思うんだけど、農作業をするときの草刈りには非常に邪魔なもんがやちゃね。そうかといって、雪が降ったときのためのもので、草刈りなどでは我慢してもらわんのかなと思うんですけど、これは壊れている部分もたくさんあるので、そこら辺はいつ点検されるのかね。

○山田委員長 大浦土木課長。

○大浦土木課長 スノーポール等も配布しておりますので、その配布の時期に一度現地へ行って確認はしておりますので、道路のパトロールとか、あと地区の皆さんとかの情報も含めて、現地の確認をして対応しているところでございます。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 では、関連してお願いします。

私は、ホイールローダーは除雪のために乗ったことはないです。ただ、皆さんが作業されている現場を見まして、あのスピードで狭い道路であっても、要は雪を飛ばすというように動いて作業をしていらっしゃいます。

あれを見ていると、スノーポールの1本や2本、はね飛ばしても仕方がないのかなという思いもしていますが、この除雪対策費の中に物件に対する対物賠償保険は当然あると思うんですが、それはどこまで、どのような範囲で補償されるのか、お答えください。

○山田委員長 大浦土木課長。

○大浦土木課長 保険の補償内容でございますが、もちろん対人・対物は無制限になっておりますし、運転者自身の人身傷害は3,000万円、搭乗者傷害は1,000万円まで補償されることになっております。

過去にもブロック塀を壊したとか、シャッターを壊したとかというものがございまして、それについては保険での対応をしているところでございます。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 もちろん、今のデリネーターポールも対象ですよ。

○山田委員長 大浦土木課長。

○大浦土木課長 過去からの実績といいますか、保険対応は、基本的には10万円以上のものを対象にしております。ですので、簡易なものにつきましては修繕費のほうで対応しているところでございます。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 わかりました。デリネーターポール、これだけ破損している現場がたくさん

ある、これは決して冬期間だけではないと思うんですけども、冬期間にもし壊れたものであれば、またすぐに新しくなっているはずなんですけど、なかなか復旧がされていない。

この現状からして、例えば先ほどスノーポールと言われましたが、それはこの除雪対策費の中で見てあるのでしょうか。

○山田委員長 大浦土木課長。

○大浦土木課長 スノーポールの予算につきましては、今回の補正ではなく、除雪の対策費という意味で別件で見ておまして、約100万円で、250本程度を予算化しているところでございます。

ちなみに、今年につきましては、11月中に各地区除雪委員会のほうへ配布させていただいております。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 わかりました。先ほど林委員も言われましたが、いろんな地区から、誰がこれを修理するのか、誰が見てくれるのかという話がありますので、除雪に対してはまずデリネーターポール、大変必要なものだと思いますので、どうかこれからも点検をしていただきたい、そのことをお願いします。

以上であります。

○山田委員長 要望ですね。

続いて、林委員。

○林委員 国道、県道、市道の交差点の、雪が落ちて、たまった雪の除雪、これについてはどういう形で除雪をするのか、どういう基準で除雪の判断をするのか、ちょっと教えてください。

○山田委員長 大浦土木課長。

○大浦土木課長 基本的には、除雪をしても、した人が残していく場合もありますので、最終の人がやるのが通例になっております。ですので、国道をやった後に市道やる場合には、市道のほうでどかしていくというのが通例になっています。

○山田委員長 林委員。

○林委員 春になれば雪がなくなるけど、いつきためた雪はどうにもこうにもならんがやちゃね。やっぱり感じたら素直に除雪をしていただきたいなど、これは要望です。よろしくをお願いします。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 それでは、林農地林務課長にお願いをいたします。

債務負担行為の補正で、散居景観保全事業及び農業農村整備事業補助であります、
1, 237万円の内訳をまず教えていただけませんか。

○山田委員長 林農地林務課長。

○林農地林務課長 1, 237万円の内訳につきましては、まず散居景観保全事業に係りますものが1, 200万円でございます。農業農村整備事業の補助に係りますものが37万円の内訳となっております。

以上でございます。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 この債務負担行為として、通常、枝打ち事業なんです、こちらのほうを出されたことは、今回初めてではないかなと記憶しているんですが、そこら辺はどうか。

○山田委員長 林農地林務課長。

○林農地林務課長 債務負担行為につきましては、昨年度、平成30年度からの対応となっておりますので、今回が回数で申し上げれば2回目ということになります。

以上でございます。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 申しわけございません。しっかりと見ておりませんでした。

では、ここへ出されたということは、この1, 200万円の内容は、多分今年度中に来年度分の枝打ちを申し込まれた分というふうに解釈しているんですが、何件ほどになっておりますか。

○山田委員長 林農地林務課長。

○林農地林務課長 この散居景観保全事業に該当します件数につきましては、62件が対象でございます。

以上でございます。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 昨年度からもこのような債務負担行為をなされているということで、これは早期に事業化できるというような意味合いだと思うんですけども、それ以外に出てきても、毛頭受け付けることはできないというふうに解釈すべきなんではないでしょうか。

○山田委員長 林農地林務課長。

○林農地林務課長 令和2年度に行う予定の事業につきましては、1年前の5月から7月にかけて、協定地区において事業化の要望を取りまとめております。その取りまとめた申請件数、申請金額に基づきまして、県と調整いたしまして交付決定を今後していくという手続に入っておりますので、言葉は悪いんですけども、急遽入れてほしいというような対応については、ちょっと現段階ではできかねるという状況でございます。以上でございます。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 もう予算立てしまって、令和2年度の方はこれだけだよということを確定したというふうに捉えればいいんですね。わかりました。

ちなみに、もう一つの農業農村整備事業の37万円は、どこにどのように使われるんですか。

○山田委員長 林農地林務課長。

○林農地林務課長 農業農村整備事業の37万円につきましては、地区名では林地区と油田地区の用水路の整備に、それぞれ砺波市の補助率を掛けたもので支援する予定にしております。

以上でございます。

○山田委員長 次にございませんか。

川岸委員。

○川岸委員 それでは、議案第34号と議案第35号、関連して、会計について確認という意味で質問をしたいと思います。

これは、農業集落排水事業と公共下水道事業の基金条例の廃止ということでありまして、私も、私は地方企業会計について、導入することについては反対するものではありませんけれども、貸借対照表あるいは損益計算書をつくった場合、これから固定資産台帳も全て出てくるわけですけども、そういう面では会計が非常に明瞭になるということであろうと思っているんです。

企業会計というのは全部適用と一部適用があると思うんですけども、私の解釈では、多分全部適用ではないかなと思っているんですけども、水道会計と同じような形かなと思ったりもするので、病院事業会計なんていうのは、例えば砺波の場合は一部であると思うんですけども、そこの解釈をちょっと確認したいという意味でお願いします。

○山田委員長 老松上下水道課長。

○老松上下水道課長 議案第34号、議案第35号の関係ということですが、公営企業会計への移行のお話かなというふうに思います。

今ほどお話がありましたように、今回、来年の令和2年4月1日から、下水道事業につきましては今の特別会計から公営企業会計に移行すると、これは国のほうからの指導に基づきまして、全国的に各自治体が行っているわけでございますけれども、当市の下水道につきましては、一部適用、俗に言う財務適用を行うということで、今作業を進めているところでございます。

水道は法的に全部適用しなさいということになっておりますが、下水道につきましては今まで任意で全部適用、一部適用、どちらでも適用できますけれども、当市におきましては、一部適用をしたいと。全部適用というのは、地方公営企業法全てのルールが適用されるということになります。一部適用というのは財務適用ということで、会計だけ公営企業会計として、俗に言う発生主義の複式簿記での会計ルールに基づきまして管理していくということになるわけでございます。これをもし全部適用するということになりますと、例えば管理者の問題でありますとか、職員の身分の問題でありますとか、いろんなことが影響してくるものでございます。

また、私どものほうでは浄化槽の一般会計の事業もやっているということで、今回は国の指導に基づきます財務規定のみ公営企業会計の法律を適用するということで、今作業を進めているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○山田委員長 川岸委員。

○川岸委員 確認させてもらいますと、一部適用ということでよろしいんですね。要するに、会計のみをすると。全部適用になると、身分も全部変わってくるので、管理者も変わってくるので、そこらはどうなのかなということで確認したかったんです。

2点目ですけれども、公共下水道の場合、4億6,300万円の財政調整基金がございます。農業集落については6,100万円、現在あると思っただけですけれども、これは会計を移管するということになると、内部留保なのか、資本金にするのか、ここらはどういう形になっていくのか。要するに、例えば6,100万円は農業集落だけで使うという形になるのか。4億6,000万円は公共下水だけで使うのか。この処理方法というのはどのようなことになるのかなということなんです。

○山田委員長 老松上下水道課長。

○老松上下水道課長 今ほどの財政調整基金の取り扱いでございますけれども、これにつきましては、今回、公営企業会計を適用するという事で、財政調整基金という取り扱いはなくなります。それに伴いまして、年度末で残っております財政調整基金につきましては、今度の新たな下水道の会計のほうに引き継がれていくわけでございますけれども、その中では内部留保資金というような形での取り扱いになっていきまして、当面につきましては、会計の運転資金のような形で使用していく形にならないかなというふうに思っております。

それぞれ会計の中身につきましては、全体では公共下水道の会計なんですけど、その中にセグメント分けをいたしまして、公共下水道とか農業集落排水とか、そういう形で全体の中でのお金として、これを有効に活用していくという形になっていくと思います。

当初は全くお金のない中でのスタートということになりますので、この財政調整基金が実際は運転資金として、年度初めからこれを使いながら、新しい会計のもと、事業を運営していくということになっていくということでございます。

以上でございます。

○山田委員長 山森副委員長。

○山森副委員長 引き続き、議案第34号と議案第35号について質問したいと思うんですが、今ほどの財政調整基金とか、そういうものを内部留保するという事もありますけど、本元で、特別会計から企業会計に移行する、この最大のメリットは運営上どういふふうにあらわれてくるのか。判断がしやすいということもその一つでしょうけれども、どういうことが具体的に経営上、違ってくるのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○山田委員長 老松上下水道課長。

○老松上下水道課長 公営企業会計に移行する中でのメリットとか、デメリットはないのかもしれませんが、そういったことにつきましては、先ほどからも少し申されておりますように、事業の内容につきまして、よりの確に把握できるということで、発生主義のもと、複式簿記で企業会計のような形で、本当の企業と同じような形の会計をやっていく中で、例えば月々に会計状況が細かくわかったり、いろんなことで経営の健全化が図られたり、速やかないろんな対応ができるということもございまして、より適切な説明責任という意味では、先ほどからも話に出ておりますように、損益計算書とか貸

借対照表とか、そういったもので企業の内容が明らかにされるということで、今までの特別会計以上に会計の中身が皆さんによくおわかりいただけますし、その状況に応じまして速やかなさまざまな対応ができるということでございます。

さらには、利用者の皆様、使用者の皆様へのいろんな対応、サービスの向上、いろんなことも含めまして、企業的感觉で事業を運営していくという形になろうかなと思っております。

以上でございます。

○山田委員長 川岸委員。

○川岸委員 会計が明瞭になっていくということが1つのポイントだろうと思うんですけども、例えば一般会計からの繰出金とか補助金とか、これは従来どおりですね、一部適用ですから。そういう理解でよろしいですかね。

○山田委員長 老松上下水道課長。

○老松上下水道課長 一般会計からは従来どおり、今までは一般会計からの繰出金、私たちは繰入金という形で処理しておりましたけれども、一般会計からの補助金とか出資金みたいな形で、今度の会計のほうに同じような考え方で支援をしていただいで進めていくという形になります。

それから、先ほど申し上げませんでしたけれども、公営企業会計の中で特に大きく変わっていくのは現金主義ではないということで、例えば減価償却費とか、そういったものを見て、将来の施設の更新であったり、いろんなことも考えながら、中長期的な考えのもと、事業を運営、運営していくということが一番大きなことではなかろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○山田委員長 ほかに御意見はございませんでしょうか。

境委員。

○境委員 ちょっと確認なんですけど、議案第32号、農業集落排水事業で、いわゆる受益者の分担金及び負担金を公共に準じてというふうなものにするということなんですけど、例えば庄東地域の方で、1軒だけ新たに家をつくって集落排水につなぎたいというふうに思われた方も該当するというふうに解釈をしてよろしいわけですね。

○山田委員長 老松上下水道課長。

○老松上下水道課長 1軒の接続ではどうかということなんですけど、今回の一部改正につ

きましては、下水道事業における人口減少対策や地域振興策ということで、今の農業集落排水地域の地域活性化につながる意味でということ、1軒でもそうですし、大きな開発行為でも全て、来年の令和2年4月1日以降、新たに一般家庭の居住用に要する宅地開発については、受益者分担金の賦課方法を公共下水道と全く同じにするという内容のものでございます。

以上でございます。

○山田委員長 あと、ほかに質疑、御意見は。

山森副委員長。

○山森副委員長 議案第36号について質問したいと思っております。閑乗寺夢木香村の施設の無償譲渡についてであります。

公設民営という形の閑乗寺夢木香村においての時代の一つの流れかなというふうに理解しております。

それで、市の簿価がある程度あるわけですが、そのあるものを民間に無償譲渡するわけですから、だんだん利用客とか、いろいろ減ってきた中で100%民営化されるわけですから、譲渡先が今後どのような運営をしようとされるのか。

また、閑乗寺のにぎわいの創出をもう一回図ってほしいなという気持ちでもありますし、市民もあそこへ行って、いろんなことで利用したいなというふうに思っていますので、どういう運営をされるかということのをいま一度確認したいと、このように思っています。

○山田委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 10月13日に選定委員会を開催したわけでございますけれども、このときに、今度応募いたしました閑乗寺観光開発株式会社のほうからプレゼンテーションを受けました。

その中で経営方針を聴取したわけでございますけれども、このときには、経営方針といたしまして、隣接する閑乗寺公園と一体的に管理運営し、閑乗寺公園の自然環境を利用した観光アウトドア等の事業を行っていきたいというふうにお聞きしております。

具体的に申し上げますと、グランピングといいまして、これは何かといいますと、グレードの高いキャンプでございます。こういったグレードの高いキャンプを行いまして、いろいろなお客さんを集客するということと、これにあわせて、雪が降ったときの積雪時もキャンプができるということを提案していきたいというふうにお伺いしており

ます。

また、先般でございますけれども、キャンプ場で知り合ったカップルが閑乗寺夢木香村のキャンプサイトでの結婚式を行うなど、現在、そよ風の会という方が指定管理をしていらっしゃるわけでございますが、この方が法人になられたわけございまして、既にこういった民間としてのいろんな発想を生かしながら、利用者の方にたくさん利用していただけるような創意工夫というものをされていらっしゃるという状況でございます。

したがいまして、今後もいろんな発想をしていただいて、多くの方々に親しまれ、愛される施設となるように頑張ってくださいように、私たちも応援していきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○山田委員長 よろしいですか。

境委員。

○境委員 今の夢木香村の関連なんですけど、公共施設の再編計画では、機能を継続して建物は譲渡というふうにあります。ここでの機能の中には、例えばテニスコート、これは市の大会にも利用するということがあったんですが、そういうことは引き続き可能かどうか。

○山田委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 テニスコートの市民活用につきましては、先般、応募されました閑乗寺観光開発株式会社と砺波市テニス協会との間で協議をされております。これは、いわゆる砺波市テニス協会が非常に心配しておられた部分ございまして、この内容につきましては、今現在お聞きしておるのは、従来どおり市民の皆さん方には活用していただける、市民体育大会でも活用していただきたいということで協議がなされたということでお聞きしております。

以上であります。よろしく願いいたします。

○山田委員長 ほかに御意見等はございませんか。

ないようでございますので、付託案件に対する質疑を終結いたしたいと思っております。

これより付託案件を採決いたします。

ただいま議題となっております議案第19号、議案第22号、議案第23号、議案第27号及び議案第32号から議案第37号、以上10件を一括して採決いたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山田委員長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第19号 令和元年度砺波市一般会計補正予算（第4号）所管部分、議案第22号 令和元年度砺波市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第23号 令和元年度砺波市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第27号 砺波市下水道事業の設置等に関する条例の制定について、議案第32号 砺波市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正について、議案第33号 砺波市水道事業給水条例の一部改正について、議案第34号 砺波市農業集落排水事業財政調整基金条例の廃止について、議案第35号 砺波市公共下水道事業財政調整基金条例の廃止について、議案第36号 砺波市閑乗寺夢木香村条例の廃止について、議案第37号 財産の無償譲渡について、以上10件について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山田委員長 挙手全員であります。よって、10件の付託案件は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、要望が1件提出されております。富山県木材組合連合会会長、西村亮彦氏外3名から、「公共施設等における木材の利用促進について」の要望書が提出されておりますので御報告いたします。

（市政一般における本委員会の所管事項について）

○山田委員長 次に、その他といたしまして、市政一般における本委員会の所管事項について、質疑、御意見はございませんでしょうか。

川岸委員。

○川岸委員 島田課長にお尋ねします。

砺波市の第2次観光振興戦略プランというのは、平成28年度につくられて令和2年に終わるんだろうという認識でありますけれども、その中に交流人口、観光人口の目標が196万人ということになっておりますけれども、現在これはどんな状況なのか。チューリップフェアは今年31万人という最高の観光客が来たんですけども、現状はインバウンドも含めてどんな状況になっているのか、ちょっとお示しいただきたいなと思います。

○山田委員長 島田商工観光課長。

○島田商工観光課長 観光振興戦略プランの中では、平成32年度に196万人という目標を立てております。現在、調査をしたところ、実は大変厳しい状況でございます。イベントなどは、やはり天候等に影響されるイベントが非常に多いわけでございます。現状を申せば、概ね180万人前後ということで推移をしているということでございます。

ただ、計画当初の入り込み数に比べれば、例えばチューリップフェアの入場者数でありますとかチューリップ四季彩館の入り込み客数、またはホテル、旅館の宿泊者数や庄川遊覧の乗客数などは、概ね順調に伸びてきているという状況でございます。

私からは以上でございます。

○山田委員長 川岸委員。

○川岸委員 きのもうも一般質問でおもてなしのいろんな課題、問題についてあったんですけども、その中で、課題が幾つかあるんじゃないかなと。例えば、広域圏の観光振興とか、そこらをどのように分析されているのかなと。宿泊施設がないとか、さまざまな問題があると思うんですけども、そこらをどのように整理されているのか、お聞きいたします。

○山田委員長 島田商工観光課長。

○島田商工観光課長 正直申しまして、そんなに悲観的には捉えていないのが正直なところでございます。このプランの中には目標が幾つもございます。約20近くの目標がございまして、7割程度は概ね伸びてきているという状況でございます。

そこで、いろいろな手法、手段を使って、観光、誘客を推進することをやってきているわけでございます。これまでも、例えば平成28年、北陸新幹線の開業というのがございました。それを契機に、国の補助金などを活用して、首都圏でのプロモーション活動でありますとか、また、海外に向けては、例えば立山黒部貫光株式会社、県とも連携をしながら積極的に出向いてきているということで、ある一定の伸びというのは、そういうものの成果のあらわれだろうなというふうに思っております。

また、昨日、桜野議員の御質問にもお答えさせていただきましたけれども、おもてなしといいますか、歓迎する環境も少しずつ整ってきておると思っておりますし、コンベンションなどのほうも、県下一、多くの人に来ていらっしゃるというふうにも思っているところでございまして、このことを継続的に実施をしていくことが大事ではないかなというふうに考えているところでございます。

○山田委員長 ほかにございませんか。

川辺委員。

○川辺委員 それでは、林農地林務課長、お願いします。

剪定枝の処理対策についてであります。

私は9月議会の一般質問で、剪定枝、枝打ちした後の後処理、それに対してチップカーというものの導入はどうだろうかという提言をさせていただいたところであります。これは、もちろんごみ袋に細かくして収集場所へ持っていき、または、ある程度の長さに切ったものをクリーンセンターまで運ぶことができない方々に対して、何かしら対応できないかということで発言させていただきましたが、管轄は違いますが、本当は野焼きできればいいんですけど、野焼きはなかなかできない状況である。そして、野焼きじゃなくてたき火にすれば、それはそれで、私はいいというふうには思っています。しかし、世間の目はそうはさせないという現状の中から、こういうチップカーというものもあるんだよという話をしましたが、先般、クリーンセンターとなみのほうでタウンビーパーというチップ車が実演に来てくれておりましたね。

まず、あれを見て、課長としてどう思われましたか。御感想をお聞きしたい。

○山田委員長 林農地林務課長。

○林農地林務課長 タウンビーパーを初めて実演したのを見させていただきまして、感じたことは、枝葉が太さとか、限られてはおりますが、処理できるということは非常に有効な活用があるのかなということは思いました。

後々チップ化になって、それも1次処理、または2次処理ということで、大きさの違うものでチップ化ができるということも、まだ何か活用方法があるのかなというふうに思いました。

ただ、機械に入れるときの作業性といいますか、それが非常に遅いなというところと、あと入れるときに大きい材は入れなかったものですから、小さい枝葉を入れたときは、それなりの騒音ではなかったなど。ただ、木を大きいものを入れたときには、これは市街地とかで使ったらどうなのかなというような印象は持ちました。

以上でございます。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 そうだと思います。作業的には大変いいものだなと。作業的といいましょうか、先ほども言いました高齢者宅へあの機械を持って、特に剪定枝といったら四方八方に枝が飛び出ている、全体の量を、あのチップカーにすると4分の1になるのか、6分

の1なのか、かなり圧縮できることがすごいメリットだなというふうには思ったところ
であります。ましてや、収集したものを、先ほども言われましたとおり、チップ化して、
例えば堆肥にできるとか、またそういうものだけを取り扱うところへ持っていくという
ことは可能かなというふうに思ったところであります。

ただ、機械にはグレードがあるそうで、最高の機種で1，700万円というふうに言
っておりましたが、それを導入することも1つ手なのかとは思うんですけれども、そう
いう方向づけの話は、その後、協議されましたか。

○山田委員長 林農地林務課長。

○林農地林務課長 実際、クリーンセンターで実演を見学しましてから、それほど日はご
ざいませんが、それ以前にも剪定枝の処理ということにつきましては、9月議会でも御
質問がございましたとおり、処理することの選択肢の一つとしては非常に有効である
ということは感じておりまして、これにつきましても調査研究、また屋敷林保全管理検討
委員会という組織もごございます。また、ボランティア組織の方々もいらっしゃいますが、
そういったさまざまな御意見を伺いながら、調査研究を継続して行っているところでご
ざいます。

以上でございます。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 現場で聞いた話といいましょうか、皆さんがいろんな意見を出していらっし
ゃった中で、こんな時間のかかるものじゃなくて、一般ごみを収集するパッカー車のほ
うがいいんじゃないのかという話も出ておりました。だけど、それに対して異を唱えら
れた夏野市長がいらっしゃるんですけれども、どういう意味合いでパッカー車はだめな
のか、教えていただけると大変ありがたいんですが。

○山田委員長 夏野市長。

○夏野市長 いや、私も聞いたので、とにかく作業性が悪いと。あれは押すためのもの
だから非常に作業も危険だし、そういうことで全然目的が違うものだから、そんな簡単
なものじゃないよと。

他方で、パッカー車がいいという人もいましたけど、しかし、あのチップパー車を見ら
れて、あんなものはだめやわね。あんなもの、一千何百万円をかけて持つものでないわ。
彼はかなり穏便に言ったけど、音はひどいし作業は遅いし、それはあんたも諦められ。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 投げ捨てるように言われましたけど、やはりあの車は、市街地で音を極力静かにして処理できるという点では最高のものだと思います。

今年の6月定例会でふく福柿生産組合のほうへ、チップの機械が入りましたけど、あれは完全に昔のわら切り刃、わら切り機みたいなもので、あれは音はでかいわ、しゃぼじゅう飛び散るわ、ああいうものとは違うものが今回のタウンビーバーだったなというふうに思っております。

いずれにせよ、今ほどもありましたが、パッカー車も悪いことないなというような思いもありますので、またそこら辺も御検討材料に入れて、これからも思案していってください。市長、よろしく申し上げます。絶対に必要です。

○山田委員長 夏野市長。

○夏野市長 来られた人はみんな違ったことを言っていましたので、あなた、聞いておったでしょう。聞かれたとおりで、造園業の方2人も違ったことを言っておられたし、それから、見ていた人も、もっと早くできないのかと私も質問したんだけど、これ以上やったらもちませんという話でしたし、現実的に考えたときに、コストだけ考えたら絶対無理だと思うんだけど、それからあの音、人によって感じ方は違うかもしれないけど…。

○川辺委員 静かでしょう。

○夏野市長 いや。私のほうが静かなところに住んでいないはずなんだけど、結構しましたよ、あれは。実際、砕いているからね。彼も太いのはひどかったと言うけど、細いのも私はひどいと思った。だから、何もできんがですよ。砕くのだから音が出るのは当たり前なので、散居村の真ん中で、2時間、3時間やっているわけじゃないと思うから、その分、そのうち方は我慢できると思うけど、じゃ、周りはどうかというところもあるしね。

今の段階ではすごく否定的ですが、林課長が言ったとおりで、幅広くいろんな研究はしていこうと思っています。

パッカー車も、さっき言ったように意見が分かれているので、何とも言えません。

それから、もう一人の方は、さっき言われた据え置き型のやつ、あのほうが早いよと言われたけど、とんでもない音がするそうで、一長一短があるでしょう。

いずれにしても、研究はしますのでよろしく申し上げます。

○川辺委員 よろしく申し上げます。

以上です。

○山田委員長 あと、この件についてございませんね。

次、御意見はございませんか。

川岸委員。

○川岸委員 出町東部第3土地区画整理事業についてお聞きします。

都市計画審議会が開かれて、地元のいろいろな理解が得られれば作業が進められるというふうに聞いているんですけども、まず出町東部のほう、市長も言われたとおり、今後の大きな課題として、取り組んでいただきたいというふうに思っているんですが、その進捗状況といたしますか、今後の予定も含めてお伺いします。特に、私は砺波駅から警察署の前を通っていく道路と、病院から警察署へ続く道路、あの接点が非常に危険じゃないかなと思っています。この計画はどんなような状況になっているのか。

○山田委員長 金森都市整備課長。

○金森都市整備課長 まず、現在の進捗と予定のほうから御説明させていただきます。

今ほどおっしゃいました出町東部第3と呼んでいるんですけども、この土地区画整理につきましては組合施工を予定しております。ですから、地元の方々と、あと県道の拡幅がございますから富山県、それと当然砺波市と、この3者でいろいろ準備を進めているところでございます。

まず、地元の状況でございますけれども、今まで勉強会を何回も重ねておまして、今年度に入りましても12回、準備委員会を開催しているところでございます。それで、今年の7月に地権者の説明会を実施しておまして、その地権者の皆様にも事業の理解を深めていただいているところでございます。新聞報道にもございますが、来年度、事業に着手できるよう、認可申請に向けて準備を行っているところでございます。

次に、富山県のほうでございますけれども、駅前栄町線、都市計画道路の名前でございますが、これは県道の名前で言いますと砺波福光線という県道でございます。そういったことから、土地区画整理事業をやる場合には、その財源の多くを県からの公共施設管理者負担金、公管金とよく呼んでいるんですけども、それが大きな財源になる予定でございます。

よって、この公管金が必要になるんですけども、これも国の社会資本整備総合交付金を活用したいということをお聞きしておまして、現在、砺波土木センターで、街路事業の、来年度の新規採択に向けて実施設計を進めているところでございます。

最後に、市の対応でございますけれども、市の状況としましては、先ほどから説明しておりますとおり、事業を実施するために必要な事業計画の作成を行っております。関係機関といろいろ調整をしながら、組合設立や事業の推進に向けて支援をしているところでございます。

具体的には、2つの都市計画道路がございますけれども、駅前から警察署のほうを通ります駅前栄町線、あと総合病院のほうから参ります春日町永福町線という2つの路線がございますが、これが先ほど御発言のとおり、11月29日に都市計画決定の変更が決定されたところでございます。

この都市計画決定の変更の前に、9月に組合の方々以外の地権者の皆様にも、この事業計画につきまして事業説明をさせていただいているところでもございます。あわせて、今ほど委員から御質問のあった警察署前の交差点ですね、交差点の形状を変えるということもありますから、交通管理者である砺波警察署ですとか公安委員会、そういった方々とも協議を進めているところでございます。

事業的には街路事業という事業で行う予定でございますが、将来は県道であったり、市道になる道路ですから、将来の道路管理者になります県ですとか市の道路管理者とも協議を進めているといったことで、いろいろな調整を市のほうではやっているところでございます。

今後のスケジュールでございますけれども、来年度の事業実施に向けて計画の準備を進めているところというのが、現在の予定と見込みでございます。

ちょっと話は重なりますけれども、交差点の話でございますが、現在は警察署前にある三叉路、ほとんど三叉路に近い交差点だと思いますけれども、非常に鋭角な交差点でございます。地元のほうといろいろ協議させていただいたときに聞いた声としましては、病院のほうから来た場合に、駅のほうから車も来ますから、それを見るときにかなり体をねじって見なければ、車の状況がわからないということをお聞きしました。

そういったこともございまして、交差点の形状、鋭角からくっくと曲げて、直角に交わるような形に都市計画決定を変更させていただいたところでございます。そうすれば、普通の十字路といいますか、直角に近い形でございますから、交通の状況も見やすい形状に変更するという、交通安全の確保につながっていくものと考えております。

以上でございます。

○山田委員長 川岸委員。

○川岸委員 そうすると、今の道は酒屋さんのほうで、鋭角というか、警察のほうへ行っていますけれども、ちょっと直角になるということで理解してよろしいですか。

そうすると、あそこの道路は結構車が頻繁に走るところなので、信号はどうなんですかね。つけられる予定はあるんですか、ないですか。

○山田委員長 金森都市整備課長。

○金森都市整備課長 まず、交差点形状でございますけども、今ほどおっしゃったように、山下酒店がちょうど角になっているんですけど、そのあたりで直角になるという予定でございます。

次に、信号機につきましてですが、これは交通管理者といたしますか、公安委員会の所管になるものですから、地元からはそういう声は当然でございます。そのことに関しましても相談しているところでございますけども、公安委員会のほうからは、今後の整備後といたしますか、整備後の交通状況を見ながらというような回答をいただいております。

以上でございます。

○山田委員長 林委員。

○林委員 関連して。優先道路はどちらが優先道路になる予定なんですか。

○山田委員長 金森都市整備課長。

○金森都市整備課長 優先といたしますか、現在も国道のほうからといたしますか、ヴァローレのほうから駅のほうへ向かう道、そちらが優先というふうになっておりますから、整備後もそちらが、当然真っすぐでございますから優先になるというふうに考えております。

○山田委員長 次にございませんか。

川岸委員。

○川岸委員 砺波市の道路網というのは、今、国道359号砺波東バイパスが全線開通し、国道も完備されて、南北東西、非常にすばらしいものになってきたなと思っているんですけども、まだまだ道路整備をしなければならない問題もあると思うんですけども、ここら道路整備計画にかけて、どのような計画をお持ちなのか。特に今、国道359号が開通して、従来の国道359号が今度市道になるのかなと思うんですけども、そこの対応も含めて、これからの道路整備網の考え方、大浦土木課長にお願いします。

○山田委員長 大浦土木課長。

○大浦土木課長 道路網の整備等につきましては、改良工事等を行っているわけですし、先般の国道359号の開通に伴って、県道の整備とかにつきましては、砺波土木センターと協議をしながら進めているところでございます。市の改良工事につきましては、計画的に進めているところでございます。

また、国道359号の移管の話だと思いますが、これにつきましては、本年6月議会で喜田部長が答弁したとおり、移管される施設の老朽化対策がまだ進んでいないということもありますので、県のほうで長寿命化対策を進めていただいて、その後、協議をしながら慎重に進めてまいりたいなというふうに思っております。

○山田委員長 ほかにございませんか。

川辺委員。

○川辺委員 それでは、津田農業振興課長、お願いします。

9月定例会の時分、感染イノシシのことでかなり大きな話題を呼んでおりました。砺波市でも豚コレラに感染したイノシシが発生したということで、市内の養豚業者も対応に追われたり、また市としても一生懸命対応しておりました。本当にありがたかったことと思っております。

その節、捕獲隊の皆様方も大変な目に遭われたのではないかと、そして担当の課の皆さんもそうだというふうに思っております。県内では11月の25日からですね、飼育豚へのワクチン接種も始まったということで、一時期からすれば、皆さん少し安堵されているんじゃないかと思っております。

そんな中で、今12月に入ったということになりますが、今日の新聞にも捕らえられたイノシシが非感染であったというような報道もありましたけれども、一時期からすれば少し休息してるのかなと思っております。8月ごろから感染イノシシの話が出ていますが、それ以降の、まずイノシシの捕獲数量や、それから感染イノシシに対する状況をまずお聞きしたいと思います。お願いします。

○山田委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 まず、豚コレラにつきましては、8月1日に砺波市内で初めて1頭目の豚コレラが発生いたしまして、市内ではこれまで9頭の豚コレラの発生イノシシがございました。

この間、まず豚コレラに対するワクチンを散布しておりまして、ワクチンにつきましては、8月14日に散布をしたものにつきましては、52%余りの接種率があったこと、

また2回目につきましては、9月25日にワクチン散布をいたしまして、69%の接種率があったというような状況の中で、今現在、豚コレラにつきましては、イノシシはおりにはかかっていない状況でございます。

といいますのは、なぜこのような現状が起きたのかということで、県にもいろいろ確認をしていたのですが、昨年1年間でイノシシの捕獲されました頭数が300頭で、今現在11月末では173頭という状況でございます。大変少ないです。

これにつきましては、どうして少ないのかという原因はよくわからないんですけれども、県では、熊との餌の競合をしているのではないかと考えられるということが言われております。要するに、熊もやはり山の中で餌がないので、山の中にある、イノシシのおりにある餌を求めてくるもので、それでイノシシも怖がっておりになかなか入らないのではないかというふうに言われておりますが、詳しいことはよくわからないということでございます。そういう状況でございます。

そういった状況の中で、感染イノシシにつきましては、今ほど申し上げましたような状況でございますし、現在、イノシシは、状況としては捕獲されていないという状況でございます。

以上であります。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 本当にいるのかいないのかわからない状況だということになりますよね。

それでは、養豚業者の方の今の現状はどんな状況でしょうか。

○山田委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 養豚業者の方におかれましては、市のほうで支援といいますか、貸与させていただきましたネット式電気柵を引き続いて設置をしていただいておりますし、また、自ら衛生管理ということで消石灰の散布を行うとともに、定期的に県の西部家畜保健衛生所へ状況の報告をしなければならないということになっておりますので、これは引き続いて報告をされまして、現在のところも異常がないということで、衛生対策等、豚コレラ対策は十分行っていらっしゃるという状況でございます。

それともう一点、養豚農家自らも豚コレラのワクチン接種というものも行っておられまして、これにつきましては、10月26日から10月31日の間で、全てワクチン接種を終えております。

以上であります。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 ごめんなさい。今の津田課長の話にありました自ら行われる分というのは、新しく生まれた豚に対してという意味ですか。確認です。

○山田委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 ワクチン接種のことでございますね。ワクチン接種につきましては、現在いるものについてワクチン接種をするものでありまして、生まれてから1カ月以内につきましては、ワクチン接種ができないこととなります。といいますのは、急に打つと豚がショック死するということで、ワクチン接種はできないというふうにお聞きしております。

また、出荷前までのある程度の期間もワクチン接種ができないこととなります。これは最初の間であります。ですが、1回ワクチンを打ったものは順番に大きくなってきますので、当初、出荷前に近かったものはそのまま出荷されていきまして、接種されたものはそのまま大きくなっていきます。

したがって、最終的に残ってくるのは、新しく生まれてきたもの、子豚だけがワクチン接種されないこととなりますので、それが1カ月たつごとにまたワクチン接種を順番にしていきますので、最終的には、豚舎の中は全てワクチン接種を終えている豚のみになるということになっていきます。

以上であります。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 理解できました。ありがとうございました。

では、イノシシを追い払ってくれた熊の話なんですが、今回、当初の想定どおり、やはりしっかりと出てきたようであります。でも、砺波のほうでは案外……、まあ、砺波のほうはと言って、近隣の市町村さんには大変申しわけないんですけども、砺波のほうではそれでも平野部まで出てきたものもございました。

熊の状況からすれば、冬眠時期に入ったんじゃないのという話も聞いていますけど、現状からしてどうでしょうか。

○山田委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 熊の目撃、痕跡情報について、まず御報告をさせていただきます。

熊につきましては、9月17日以降になりますが、今日まで7件の目撃情報がありました。また、痕跡につきましては、10月1日以降から今日まで14件の痕跡があり

まして、合計21件ということになるわけでございますけれども、熊につきましては、今までやはり中山間地域のみでの熊の出没というのが思われていたわけでございますが、今ほど川辺委員がおっしゃいましたように、この平野部でも出没しているという状況が結構出ております。

本市におきまして、10月20日には庄川町青島地内で出没いたしまして、ここで捕獲をいたしておりますし、また隣接します南砺市では、11月1日には井波地域の高屋地内で捕獲をいたしております。特に、井波地域の高屋地内におきましては本市にも非常に隣接しておりましたし、残念ながら人身事故もあったということで、非常に私たちも危険を感じたところでございます。

したがって、熊に関しましては速やかにクマ緊急対策会議を開催いたしまして、それぞれの役割分担というものをもう一度確認いたしましたし、市内の住民の皆さん方には注意喚起のチラシも3回お出しいたしました。このうち1回につきましては、全市民、この平野部も全部、皆さん方に配布いたしまして注意喚起をいたしております。

また、特に熊に対しましては、市の緊急メールというものも活用させていただきまして、夜中でも警察のほうから目撃情報があったということで、たしか深夜の2時半ぐらいだったと思います。それぐらいにも情報がございまして、うちの職員のほうも深夜に状況の確認に行ったりということで、住民の安全というものを大事にしながら一生懸命頑張っております。よろしく申し上げます。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 冒頭にも言いましたが、職員の皆さんや捕獲隊員の皆さんには、大変な御苦労だったと思います。

その中で、今の話であります、捕獲隊員の方々なんですね。かなりこれだけ頻繁に出没したということで動き回られていたんじゃないかと思うんですが、今の体制で大丈夫だったものなのか、捕獲隊員の皆さんの状況。それから、もし足りなかったとすれば、それに対する人手をどのようにカバーされていたのか、そこら辺についてお聞きします。

○山田委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 捕獲隊員の人数でございますけれども、今現在、市内には43名の捕獲隊員の方がいらっしゃいます。中山間地と言われる、般若、梅檀野、梅檀山、東山見、雄神等の地区で27名の方。その他の地区といいますか、平野部のほうで16名の方がいらっしゃいまして、全部で43名ということになっております。

実際にこの方々に御連絡をいたしまして、順番に、均等にといいますか、出てきていただいております、特に今現在、人数が足りなかったとかということはお聞きはしておりません。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 わかりました。毎年同じように出てくるわけでもないし、そのときそのときの対応になりますので、その中でも若い方々に、ある程度捕獲隊のノウハウを伝えていただかなきゃならんこともあるんじゃないかと思っておりますので、またそこら辺もこれから対応をよろしく願います。

以上です。

○山田委員長 要望ですね。

林委員。

○林委員 関連で。津田課長に聞きたいんだけど、熊がおりてこない方法は。

○山田委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 熊がおりてこない方法といいますが、なかなか難しいわけですが、やはり中山間地の山手のほうに、熊の餌となるものがなければいけないと思うんですよ。ここ近年、今年は特に山手のほうで、堅果類といまして、ドングリとか、そういった食べ物が非常に少ないと言われております。そのようなことから、やむを得ず来たのかどうか、私もわかりませんが、下へ来たということがございまして、この方法がいいのかというのはわかりませんが、山手のほうにそういった餌となるものを何とかするというのも1つの方法かなというふうには思うんですけども、これにつきましては、また県ともいろいろ相談して、どの方法がいいのか、来ない方法も何か見つけ出せばというふうに思っております。よろしく願います。

○山田委員長 林委員。

○林委員 ぜひともよろしく願います。

○山田委員長 要望でございますね。

境委員。

○境委員 話は熊からまたイノシシに戻るわけなんですけど、いわゆる感染イノシシ、捕獲されるイノシシの数が減っているという話ではありましたが、決して安全な状態になったというふうなことではなくて、引き続き警戒が必要だというふうなことだろうと思うんですけども、その上で、養豚業者も言っておられるんですけど、ワクチンを接

種したから養豚内の豚はこれで大丈夫だということでは決してないということで、引き続き注意をし続けていかななくちゃいけないというふうなことだったので、それについては、また市のほうでもぜひ引き続き応援をしてあげてほしいなと思うのですが、さっき話がありましたワクチンですね、これは新しい豚が生まれて一定期間たったら、また継続して打ち続けていくということが必要になりますよね。営業中、ずっとこれが続くわけで、ワクチン接種料金がばかにならないというふうなことでした。

それで、この価格はどこで決めるというふうになっているんでしょうか。

○山田委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 ワクチンの価格につきましては、県のほうで手数料というものは決められるわけございまして、今お聞きしておりますのは、初回手数料を全額免除としたということで、1頭当たり390円かかるというふうにお聞きしております。

12月1日以降に接種を行った豚につきましては、100円免除いたしまして290円にしたというふうにお聞きしておりますので、接種についてはまた御理解をいただきたいということでございます。人間でいうインフルエンザの予防接種という感じで捉えていただければいいのかなというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○山田委員長 境委員。

○境委員 290円で100円免除したというふうなことでしたけれども、要望として、県の養豚業者、養豚協会のほうからもお願いをするということでしたけれども、もう少し低額に抑えられないかということをおっしゃられるわけですね。そういうふうな声があるということをお聞きいただきたいということです。

○山田委員長 要望ですね。

あと、何かございませんか。

川岸委員。

○川岸委員 津田課長にお伺ひします。

熊からイノシシも大変だったと思うんですけども、私はとなみブランド、今現在、17品目がブランド化されて、18業者だったかな、なっているんですけども、今度は増山地区の蔵蕃そばがなって、その生産者をどう育成するかということが大きな課題になってきているのかなというふうに思うわけです。

特に、私は農業振興という立場の中で、生産者をどういうふうに育成していくのか、

営農組織もそうですけれども、砺波を見た場合に、高齢化が進んで、若いオペレーターがいないとか、さまざまな課題が出てきていると思うんですけれども、そこらの育成というものがこれから大事になってくるのかなと思っているんですよ。特に、ブランド化も含めてですけれども、農業振興のあり方について喫緊の課題かなと。特に、2025年というのは団塊の世代が75歳を迎える、農業者がだんだん少なくなってくるという状況の中で、そこら辺の対策をきちっとやっていく必要があるのかなと思っておりますけれども、その指針というか考え方は。

○山田委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 担い手対策、後継者対策ということで御質問いただいたわけがございますけれども、やはり担い手対策というのは喫緊の課題でございます、人材の育成と確保というものは非常に重要だというふうに私たちも認識をしております。

そういった中で、やはり一番思いますのは、まず大きくなってから農業をやりなさいって言うても、なかなか取り組んでというか、向き合ってくれないと思うんです。そういった中では、小さいときからこういった土に触れ合う、農業に触れ合うという機会が非常に重要だというふうに私は思っております。

そういったことから、砺波市の担い手育成協議会という組織があるわけですが、こちらのほうでは、小学校なり幼稚園、保育所に対しまして、小さいですけれども、そこで畑をつくったり花を育てたり、そういったことで、土なり農業というものに触れ合う機会を、そこでまず養ってもらおうということをやっております。

また、各営農組織におかれても、今ほど申し上げましたように、若い後継者となるべき者には休日というものも大事でしょうし、機械に乗る場合も、若い農業者に大きい機械に乗って楽しいよというようなことを教えてやるべきだと私は思うんです。それは、ある程度一定の年とった人がいつまでも俺が俺がというふうに機械に乗っていると、若い農業者というか、若い後継者になる者はあぜの上でぼーっと立っていると僕はつまらないと思うんですよ。そうやって、機械に乗せてやって、大きい機械って楽しいよ、おもしろいよということを楽しませながら教えていくということも今後必要でないかなと思います。

そういったことをそれぞれの営農組織の方に十分理解していただいて、後継者育成というものをしていくべきだというふうに思っております、これにつきましても、砺波市農業農村基本計画の中では、集落営農への勉強会ということも計画しておりますので、

そういった組織なり研修会なり、そういったものを通して、こういったこともまた考えてみてはどうですかということもPRしながら、担い手育成、後継者の確保ということで何とかPRしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○山田委員長 川岸委員。

○川岸委員 私も先日、今治市に行ってきました。やはり小さいころからそういった消費、生産というものを理解するということが大事だと思うので、そういうことに重点的に取り組んでいただきたいなと思っております。

以上です。

○山田委員長 山森副委員長。

○山森副委員長 今の話の延長線上で少しお話をしたいと思っております。

特に、となみブランドのことでありまして、17品目あるということなんですが、まずその状況を。例えば、生産力がまだまだあるんだと、でも販売力が困っていますとか、いろんな反対もあるでしょうけれども、どういう状況にブランドの状況があるのかということをもまずお尋ねしたいと思います。

○山田委員長 島田商工観光課長。

○島田商工観光課長 実は、ブランド認定をしましたら、3年ごとに更新を行っております。審査会が行われまして、引き続きそれをブランドと認定していくかどうかということを決めていくわけですが、その中で、それまでの生産というか売り上げとか、そういうものを確認していく。しっかりPRをして、販売拡大にちゃんと向き合っているのかということを確認するわけでございます。

細かい数字は申し上げられませんが、どの品目においても1年目よりも全ていくらか伸びているような状況であったということで、それぞれのブランドで皆さん頑張っていらっしゃるということを確認したところでございます。

以上でございます。

○山田委員長 山森副委員長。

○山森副委員長 ありがとうございます。

質問の趣旨は、皆さん、生産17品目それぞれ違うかもわからんけれども、つくるとはできるけど、販売に弱っとながらいいというのが主でないかなという気がしております。

それで、ちょっと突飛な話なんですけど、地産地消なんていう言葉がずっと昔あった

んですが、今は地産外商ということで、外商なんですね。どうやってよそへ売るかという形ですよ。例えば、今のブランドの生産者がそれを手がけなさいといっても、百姓の人たちというか、言葉が過ぎるかわかりませんが、なかなか販売まで大々的にやるということは大変難しいように思います。

そこで、ここから突飛なんですけど、市役所で外販というか、そういうことを手がけていく。大変嫌な話をしております。でも、そうすることによって、先ほどから言われている後継者の育成とか、いろんなカバーできる要素もあるのではないかなということなんです。

やはり市役所の力というのは、私は大変大きいと思います。ここはせっかくの力を、まだまだある力をとなみブランドに向けて、外商のほうに向けていただけたらいいなというふうに思っています。市長にこれを質問しますと、市長はまたさらいつけるような答弁をされたら困りますので現時点ではしませんが、担当課において、そういう取り組みは徐々に進めていただきたいなど。そうすることによって、また景色が変わって、やっぱりこれはやるべきだということになるのかもわかりません。

長崎市あたりにおいては、何十億円という外商課というのかな、そういう課を設けてやっているようではありますが、そこまで今、砺波市はいかなくてもいいんですが、そういうことも視野に入れてブランドの成長を図らんならんがでないかなと、こんなことを思っています。ちょっと課長の答弁をお願いしたいと思います。

○山田委員長 島田商工観光課長。

○島田商工観光課長 まずは、現状として、実際にもう外商に携わっているというものは多く私はあると思っています。例えば、チューリップの球根、チューリップの切り花、また大門素麺もしかり、農家レストラン大門で一生懸命、販売といいますか、売っている、PRしているということは、ある意味、我々支援をしていたわけですので、そういうものも実際にありますし、あと、また企業が取り組んでいらっしゃる、そういうものも実はブランドにもなっているわけですので。

先日、「となみのめぐみフェア」の中でとなみブランドコーナーというのをつくりまして、砺波市が認定するブランドには、砺波を代表する特産品等々にはこういうものがございましてということでPRをさせていただいたところでございます。

そこはちょっとブランドではなかったんですけども、そのことが御縁で、例えばイオンの販売に入っていかれたというケースもございまして、今ほどの御提案を大事にし

ながら、引き続き、そういう機会があれば取り組んでいきたいと思っております。

もう一つ、加えまして、切り花の三越でのPRもごございます。あわせて、ふるさと納税の返礼品などにも取り込んでおりますので、できるところで今もやっているという状況でございます。

以上でございます。

○山田委員長 山森副委員長。

○山森副委員長 大分認識不足なようでありましたが、大変大事なことだとは思いますが、これを意識的にさらに拡大して、強力で押し進めていただきたいなど、こんなことを思っております。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 それでは、金森都市整備課長、お願いします。

住宅取得に対する支援ということでお聞きしたいと思います。

一戸建てを取得する、それから建て売りを取得する、または増改築をして長く住むということで、砺波市としてもいろんな住宅に関する助成金や補助金を出していらっしゃると思います。

その助成や補助は、各課または用途によって担当部署が違うもので、市民の皆様にとっては、自分が今求めているものに対して担当課へ行くということはもちろんあるんでしょうけれども、全体を通じて、住宅を取得するときにこういうものがあるんだということがわかるもの、ワンストップ化といえはそうなんですが、特に都市整備課さんのほうには、新築にしようが改築にしようが必ず建築確認申請が来ますので、建築確認申請をするときは、もう大半が決まってしまう状態なんですけれども、でもそれを相談にいらっしゃる業者さん、または市民の皆さんに、全体、砺波としてこういうものをやっているんだということをお伝えするような窓口、または体制はとれないものか。また、していらっしゃるのか、そこをお聞きしたいと思います。

○山田委員長 金森都市整備課長。

○金森都市整備課長 まず、いろんな課があるということでございますけれども、例えば、総合案内所みたいな言葉がよくあつたりします。本市にはそういう総合案内所は設けてございませんが、入り口に近い市民課ですとか、生活環境課ですとか、税務課で、いろんな御相談を受けて各課に案内をしているという体制がかなり整えられているという状況にあると思います。

実際問題、例えば市民課に来られた方が、三世代の相談ですよということで都市整備課のほうに案内していただいたりすることは頻繁にございます。

そういったことで、ちょっとワンストップではないかもしれませんが、そういった体制は、市役所内部としてはかなり整っているのではないかというふうに1つ考えております。

もう一つ、市のホームページを見ていただきますと、砺波市助成金・補助金等一覧ということで、かなりたくさんあるもので見にくいは見にくいんですが、そういったものはぼんちと見ることができます。私も検索してみたところ、「砺波市 補助金 住宅」ですとか、「住宅取得」とかを入れると、検索画面の一番上のほうに出てくるような状況になっておまして、インターネットが使える方でございますけれども、そういったものを見れば、しかも住宅に関することですか、結婚に関することですか、8つぐらいだっただと思えますが、目的ごとにまとめられておりますし、非常に見やすいものがつくられているというのが今の状況でございます、そういったものでたくさんの施策を案内するという工夫をしているのではないかなというふうに思っております。

あと、今ほどの都市整備課のほうに建築確認申請等でいらっしゃる方々に対しての、いろんな住宅に関する制度の説明でございますけれども、毎年でございますが、建築協会に出向きまして、新しい制度ですとか、これまでの制度に関する説明を毎年繰り返しております。

来月1月の総会に出席いたしますので、そういったところで建築士ですとか、工務店の皆様には、市で持っております制度につきましての説明は、繰り返し行いたいというふうに考えております。

答弁は以上でございます。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 都市整備課としてのお考えとして、私は問い合わせたところでありまして。もちろん、全庁を挙げて住宅の取得や改築に対して手厚くやっていただきたいという思いでいるところでありまして、また都市整備課も中心になって動いていただきたい、その旨、一言お伝えします。

もう一つ、津田課長にお聞きしたい一面であります。

中山間地または辺地という、ちょっと言い方は悪いですが、今、中山間地に対しては、例えば直接払いのいろんな助成金があつて、そして産業の振興や、または農業

の振興ということで動いていらっしゃるものはありますよね。

そういうところへ、今度は人材を集めなければならない、またはそういうところに住宅を構えていただく、または中古住宅に入らせていただく。そういうための中山間地、または辺地債を使った人集めというのか、移住・定住策みたいなものを創設してもらえないかなという思いなんです、そんな都合のいい話はありませんかね、お聞きします。

○山田委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 御質問の中でありました辺地債といいますか、辺地計画ということで、これにつきましては辺地総合整備計画がございまして、ハード事業、建物を建てるとかということになるそうございまして、今、人材ということでございまして、これは該当しないのかなと思っています。

ただ、御質問の趣旨でございまして移住・定住に対する補助制度というのは、今現段階ではないという状況でございまして、創設につきましては私ではなかなか難しいので、いろいろ状況を判断して、関係課とも絡んでくると思いますので、そこはまた見極めながら、創設が必要なら創設ということで考えさせていただくということで、その程度でよろしくをお願いします。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 突拍子もない話をしたのだと、自分でも思っております。

ただ、そうやって中山間地や丘陵地のほうへ少しでも人を呼び込めるような体制も、農業を通じてでも動いていくことも大切ではないかという思いで伝えさせていただきました。そういう思いからすると、どう思われますか。農業。

○山田委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 都市と農村の交流というか、現実にはふく福柿とかで交流をしたりとかも行ってありますし、都市と農村の、いわゆるグリーンツーリズムの交流ということになりますと、農業公社のほうでではグリーンツーリズムということで、帰農塾というのもやっております、実際にも砺波に定住された方もいらっしゃいます。

そういうことで交流を行っておりますし、また、企画調整課のほうでは、実際に定住ということではなくても、現にある空き家の利活用ということでは定住促進、空き家利活用のそういった補助金もあると思うので、そういったことも1つかなというふうに思っております。

あと、梅檀山のほうでは、交流の中では中山間地への支援といたしまして、新たなブ

ランドとして今期待を寄せておりますふく福スイカとかふく福カボチャとかということで期待も寄せたりもしておりますし、人も来てもらったりも一生懸命頑張っておりますので、そちらのほうもまた頑張っていきたいなというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

○山田委員長 よろしいですか。

あと、ございませんか。

山森副委員長。

○山森副委員長 では、お願いいたします。

過日、12月5日なんですが、チューリップの生産農家の方、切り花の方も含めてですけれども、意見交換会を持つ機会がありました。10人、10農家ほどいらっしやっただんですが、その中でいろいろ話が出まして、今後どうしていくかという話なんですけど、球根の食品化をどう考えているのとか、実を言うと私のところは後継者に困りますとか、いろんな話が出てきました。

その中でも、例のオランダから持ってきた機械、ネット栽培のことが出ておりまして、まだまだ本物になっていないという、開発の途中であるという話が出て、でも開発の途中やけど、大変ありがたいと、動き出したら千人力だという話がありました。動くまではちょっと時間がかかるけれども、動き出すと大変な効果を発揮するということでした。

さらに、これに力を入れて、完全な商品といいますか、自分たちの使いやすい機械にしてほしいということがその中で出た話であります。その機械に対するというか、その政策に対する補助金等も今年度で終わるような話もされていました。

今後、機械がしっかりと自分たちのものになるような開発をしてほしいことを特に言っておられましたので、その辺の考え方について、要望なのかもわかりませんが、当課の考え方と含めてお願いしたいと思います。

○山田委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 今ほどお話がありましたように、今現在行っております革新的技術開発・緊急展開事業という事業につきましては、今年度で終了いたします。

そこで、機械はそれぞれの箇所は完成しているけれども、その連結といいますか、つながりがうまくいかないところもございまして、あと一步というところまでは確かに来ております。

そこで、もう二、三年程度はまだ継続した事業が必要かなというふうに思っておりま

して、そこで、今現在考えておりますのは2つの事業がございまして、1点目はイノベーション創出強化研究推進事業というものでございまして、これは、こことこことをこうして改良して、こういうものにすれば、この機械はもっとすばらしいものになって、いいものになっていくよということで、提案公募型の研究事業であります。

こういったものをするものでございまして、これは今までどおり県の球根組合が中心となりまして、いわゆる産学官連携といたしますか、そういったもの、また県外の球根組合、いわゆる新潟県とか福井県、あと山口県だったはずなんですけど、そういったような球根生産地の組合とも連携をいたしまして、コンソーシアムをつくって、こういった新たな研究を続けていくという方法が1点ございます。

それと、もう一点、2点目といたしましては、スマート農業加速化実証プロジェクトというものがございます。これにつきましては、同じく県の球根組合が中心になるわけですけれども、県内の生産農家といたしますか、農業者が中心となりまして、そういったものでコンソーシアムをつくって行っていくもので、内容といたしましては、ロボットやICT等の要素技術を生産から出荷まで体系的に組み立てたスマート実証農場を整備して、データ収集等を行うという事業でございます。

いずれの事業にいたしましても、申請書の提出が来年の1月の上旬から中旬の申請期間となっております。

そこで、今現在、今ほど申し上げました2つの事業、2つとも手を挙げて応募していくのか、それともどちらか1つに絞ってやっていくのかということについては、これから県の球根組合なりが中心になりまして、いろんな方々と協議して決めていくというふうに県のほうからお聞きしております。

したがいまして、最終的に採択という話になってくるんですけども、今ほど1番目に申し上げましたイノベーション創出強化研究推進事業につきましては、うまくいけば4月下旬の採択になる。2番目に申し上げましたスマート農業加速化実証プロジェクトについては、3月の下旬にうまくいけば採択になる見込みだというふうに聞いておりまして、とにかくチューリップ栽培というのは、1年に1回しか栽培ができないものですから、チャンスの限られた中で、しつかとどこが悪いのかということも見つけ出していかなくちゃならないし、やはり非常に難しいというふうに思っております。

したがいまして、関係機関と連携しながら、どちらの事業になるかわかりませんが、どちらかに採択されるように頑張っていて、とにかく早急にあの機械を完成させてい

きたいなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 今のとおりです。先ほど課長も言われたとおり、若い者は機械に頼りたいというのか、機械に乗りたい、機械を使いたいという意味合いからも、早く完成させてやってほしいと思っています。

次の話です。

農業公社のほうで、畝立て機や溝掘り機、そして摘花機などなど、リースをさせていただいております。そのことに対しましては、本当に組合員の皆さん、球根農家の皆さんも大変ありがたく思っていました。

その中で出てきた話として、特に摘花機、なかなか使いたくても使える時期が限られてくると、台数的に本当に足りているのというようなことを申されておりました。

それと同時に、そこに摘花機の部品取り用摘花機が何台あるのか、ちょっと私も現場は見えていませんが、それが乱雑になっていることで、ほかの機械が入らないような状況も見受けられたということなんです。その現状はつかんでいらっしゃいますか。まずお聞きします。

○山田委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 摘花機につきましては、農業公社では1台保有しております、この1台のみのはずでございます。ただ、それ以外の機械は何台か持っておりますが、今ほど御指摘のございましたように、一部老朽化といいますか、使えないという状況にあるものはあります。

ただ、私たちが思っておりますのは、やはりせつかく農業公社で機械整備というものをしたものですから、使っていただきたいというのが一番の要望でございます。ただ、今の御指摘のございました摘花機につきましては、稼働率が5%にさえ満たない状況でございます。

ですから、もっともっと使っていただいて、機械の台数が足りない、または整備はいつもちゃんとしているのですが、ちゃんとしてほしいという要望が上がってくればまたなんですけれども、その前にまず機械を使っていただいて、稼働率を上げていただきたいというのが私たちの要望でございます。よろしくお願いいたします。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 それで、その稼働率の話なんですけれども、先ほども言いましたが、どうし

でも摘む時期が重なる、順番に手を挙げながら計画しているんだけど、雨が降ったらその日は飛ばされてしまう、そのときにその農家は別にお持ちの農家へ頼んだり、最終的には手で摘むというような状況に陥られるようであります。

それから、だんだんと機械も古くなりまして、作業的にきれいにしていってこないというような話も出てはありました。プラス、オペレーター。オペレーターは自分でそれをやられればいいんじゃないのと、大分私らも投げ返していたんですけども、そういうオペレーター的な、例えば1軒の単独農家、そういうところになると、そういう機械を使えないんだけどやってほしいという要望も出ておったんですが、オペレーターのほうは農業公社のほうでは手配していらっしゃるんでしょうか。

○山田委員長 津田農業振興課長。

○津田農業振興課長 オペレーターにつきましては、2名のオペレーターの方がいらっしゃいました。

しかしながら、残念なことに、1名の方が先般、亡くなられてまして、オペレーターが1名になってしまったという状況でございまして、今後も引き続いてオペレーターを探していきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○山田委員長 川辺委員。

○川辺委員 やはり使いたいという要望はあるんですが、機械の台数的なもの、それとやはり使う人ということになるかと思いますので、またそこら辺、現状を確認して対応してあげてください。

以上です。

○山田委員長 境委員。

○境委員 関連。今ほどの農業公社の機械の関係なんですけれども、確かに機械の台数が希望しておられる生産者の皆さんにちゃんと見合っているのかどうなのか。不必要なものは持つ必要はないんだろうと思うんですが、今ある機械をより効率的に使うということとはとても大切だと思うんですね。

生産地域がとても広いので、高波に行ったりとか庄下に行ったりとかということ、空模様を見ながらということにもなるので、大変だとは思いますが、その橋渡し、調整ということができるよう体制をぜひ検討していただきたいなというふうなことです。要望です。

○山田委員長 要望ですね。

あと、ございませんか。

川岸委員。

○川岸委員 産業の振興と雇用の確保ということで、この12月に入ってパナソニックが半導体から撤退したという状況があったわけです。今のところ、パナソニック・タワージャズセミコンダクターですか、その50%の所有するタワージャズは、2日に記者会見をして、雇用、生産は守ると、2022年まで確保するということがあったんですけども、その後、そのような状況、何か変わった情報はあるんでしょうか。これは確保されるという形で理解していいのか、そこらの、今の状況をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○山田委員長 島田商工観光課長。

○島田商工観光課長 新聞発表がされたとおりでございます。12月3日か4日、タワージャズの役員の方がこちらのほうに訪問されました。その説明によりますと、資本は変わるんですけども、それ以上は何も変わらず、これまでどおり運営もコントロールするし、製造活動も継続していくと、日々の営業活動には全く影響を与えることはないということでございました。

その日は、最高経営責任者（CEO）の方が直接柳瀬の工場に行かれまして、これまでのように続けていくということで朝礼をされたということでございます。

また、防災協定など、地域との関係についても、これまでどおりしっかり維持をしていくということで訪問されましたので、そのことをお伝えいたします。

○山田委員長 ほかに質疑、御意見はございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山田委員長 ないようでありますので、以上で市政一般における本委員会の所管事項についての質疑を終了いたしたいと思います。

市長を初め、当局の皆さん、お疲れさまでございました。ありがとうございました。委員の皆様は、しばらくお待ちください。

○山田委員長 お諮りいたします。本委員会の審査経過と結果報告の作成については、委員長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山田委員長 御異議がないようですから、そのように決定させていただきます。

(閉会中継続審査の申し出について)

○山田委員長 次に、閉会中継続審査についてをお諮りいたします。

本産業建設常任委員会の所管事項について、閉会中もなお継続して審査する必要がありますので、会議規則第111条の規定により申し出することにいたしたく、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山田委員長 御異議がないようですから、そのように決定させていただきます。

以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

午前11時59分 閉会

砺波市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

砺波市議会産業建設常任委員会

委員 長 山 田 順 子